議事録

名称	令和８年度　玉川地区学校適正配置地元代表協議会（第７回）
開催日時	令和８年10月20日（火）19時00分～20時50分
開催場所	玉川支所　２階　大ホール
出席者	【委員】　会長　外22名（教育長、副教育長を含む） ※１名欠席（玉川中学校PTA） ※２名オンライン出席（日の出保育所保護者代表、 九和保育所保護者代表）
	【その他】玉川支所長
	【事務局】今治市教育委員会、玉川地域教育課
傍聴者	２名
議題	１　望ましい学校のあり方について ２　意見交換

議事録（要点筆記）　文中（※）は補足した内容

会長	皆さん、お忙しい中、ご参集いただきどうもありがとうございます。 会議の傍聴希望について、事務局に報告を求める。
事務局	協議会開催にあたり、傍聴希望が２名ある。また、新聞社から、冒頭の写真撮影を希望されている。
会長	傍聴の許可及び会議の公開について、また、冒頭の写真撮影について、皆さんにお諮りする。いかがか。
	（委員　異議なし）
会長	それでは、入室を許可する。
	（傍聴人　着席、新聞社　写真撮影）
会長	それでは、定足数の確認について、事務局に報告を求める。
事務局	本日、欠席者は１名であり、定足数に達しており、本日の会が成立していることを報告する。
会長	ただいまから、第７回玉川地区学校適正配置地元代表協議会を開催する。

	本日の会議録署名人を指名する。山本博文委員と正岡英二委員にお願いする。 （両名　了承）
会長	それでは、議事に入る。望ましい学校のあり方について、前回の第６回で中学校校舎での施設レイアウト案を事務局から提示された。この提案について、協議会としては、教室配置の再検討や増築を検討することを求め、今回改めて事務局からの提案を求めることとした。この内容について、事務局による説明を求める。
事務局	第６回で提示した施設レイアウト案は、児童生徒全体を中学校校舎内で受け入れ可能であることを示したものだった。そのため、委員の皆様から、実際の運用は可能か、また、増築や教室の再配置も考慮して実現可能性が高いレイアウト案を提示するようご意見をいただいたので、今回、小中学校の校長や教頭を交えて議論を重ね、実現可能性が高いレイアウト案をご提案する。 （事務局　資料１を説明）
会長	事務局から説明があった内容について、ご質問やご意見などあるか。
Ａ委員	資料１は、非常に字が小さくてぼやけており、よく見えない。何を書いているのかよくわからないので、事前送付されてもあまり意味がなかった。もう少し大きな字体で書いていただければ幸いである。
Ｂ委員	小中一貫校として、校長は１名だけ配置になるのか。それとも、小学校と中学校は別々として、校長を２名配置するのか。統合後の施設レイアウトには、校長室が一か所しかない。増築する職員室内に校長室のコーナーを入れられるのか。そのあたりの案を、教室配置に入れていただきたい。
事務局	Ａ委員のご意見について、資料の字が小さく見えにくかったこと、大変失礼した。改めて、字がはっきりしたものを送付させていただく。 校長室の件について、現時点で校長が１名になるか２名になるかだが、仮に２名となっても、今の校長室を応接室として使い、校長は、普段は職員室の中にいていただくなど運用面での対応を考えている。

C委員	小学生向け遊具を校舎北側に設置すると死角が生じやすく、放課後に利用する児童クラブの見守りや送迎対応の面でも動線が悪い。職員室や児童クラブから見通しやすい運動場側に設置する方が、子どもたちの安全確保と見守りのしやすさにつながると考える。
事務局	小学校１、２年生の教室から近い場所に遊具を配置する案としている。これは提案の一つであり、様々な意見を踏まえ、今後検討していく。
D委員	施設レイアウト案は面積等の法令や基準に沿っているのか、また校長や教職員の意見が十分反映されているのか確認したい。加えて、部活動の地域移行の見通しが不透明な中で部室を撤去する理由を明確に示してほしい。中学生の活動環境を考えると、部活動を行う生徒のためのスペースは残してほしい。
事務局	教室の面積等の基準はクリアしたものである。主に玉川中学校長と打ち合わせし、どのように教室等を配置すると、学校運営の面で良いかを踏まえ、今回の案を提示している。
事務局	部活動の地域展開に関する情報が十分伝わっていないとの指摘を受け、先日、市教育委員会から今後の方針や休日部活動の地域移行の進め方について文書で周知した。今後は競技種目ごとに来年度の活動形態などの情報を、中学校へ、また小学校にも順次提供していく予定である。
E委員	施設レイアウト案では、現在３階にある放送室が、改装後は２階に移設されている。改装後は、チャイムなどを階層に分けて鳴らすことができるようになるのか。
事務局	チャイムについては、資料２の補足説明で改めて説明する。
C委員	足が不自由な生徒やけがをした生徒でも上階の教室を利用できるよう、教育環境の保障のためエレベーターの設置を検討してほしい。
事務局	市内の小中学校では、車いす利用者や肢体不自由などで階段の昇降が困難な児童生徒の入学が見込まれる場合に、入学までにエレベーターを整備する方針としている。今後も設置が必要な児童生徒の入学予定があれば、エレベーター整備を検討する。
F委員	施設レイアウトはよく考えられていると思うが、小学生と中学生を無

	理に押し詰めている感じを受ける。小学校統合は、複式学級の解消の必要性から納得しているが、無理に中学校校舎で統合する必要があるか。今更と言われるかもしれないが、別の建物を新築するなら良いが、今ある建物に小・中を無理に入れることが本当に適切か懸念する。
会長	桜井小学校と桜井中学校のように、校舎が２つ並んでいることが理想的であるが、前回と同様、小学校だけでも校舎を新築できないかという意見が出ている。どうしても（施設一体型で）合意が取れなければ、第２案として、九和小学校を使った施設分離型という案もあろうかとは思う。
Ａ委員	３階にある現行の放送室はスタジオと一体で使われていたと見受ける。しかし、統合後の施設レイアウト案を見ると、放送室は現行の半分の面積となり、スタジオがなくなっている。現状から考えて、スタジオや放送室の面積は不要なのか。
事務局	放送室自体は学校運営上、必要なものである。スタジオは、現在の使用状況を確認したところ、頻繁に使う状況ではないとのことだったので、教室の有効活用のため、普通教室等に転用する計画とさせていただいた。
Ａ委員	放送室は、半分の面積でかまわないということか。
事務局	この広さで十分だと思っている。
Ｇ委員	施設レイアウト案（資料１）は、中学校の意見を踏まえて改善されており、小・中学生それぞれの活動エリアを確保した現実的な案として評価している。現在は利用実態のないスタジオや３階にあるため不便な放送室の配置を見直し、２階に放送室を置くことで小学校と中学校の双方で使いやすく、３階は新しい教室として有効活用することで中学生の学習環境向上につながる。一方で、備品や教室機能など細かな点については、今後も検討の余地がある。なお、チャイムは職員室での管理である。
会長	小学校の先生の意見はいかがか。
Ｈ委員	事務局との協議で出した小学校側の要望は、今回の資料１で概ね反映されており、子どもたちが利用するスペースについては大きな問題はないと考える。また、児童クラブの配置は事前の協議に基づき校舎外に設置の方向で検討されている。遊具は、放課後の部活動との兼ね合いによ

	る安全面や活動環境を考慮すると、現在の計画位置が適当であるとの認識である。
会長	ただいまのお話から、中学校校舎を活用しての統合については、実現可能性が高いという説明があった。統合場所について、決定ということでよいか。何か問題があれば、意見をいただきたい。
Ｉ委員	私もＦ委員に同感である。現行のレイアウト案は空間に余裕がなく、小・中学生を同じ校舎に集約することに懸念がある。校舎は新築して、子どもたちがのびのびと学べる環境を整えるべきであり、休み時間のずれによる上階からの騒音や、一斉放送の問題、運動場利用などの課題もあるため、中学校施設内での小学校統合には賛成しかねる。
Ｇ委員	私の言葉足らずで大変申し訳ない。 私の発言の意図は、今回の施設レイアウト案であれば小中学校の運営は可能であるということで、中学生が追いやられたり詰め込まれたりするという趣旨ではない。 中学校の昇降口前に４人の少年少女が手を伸ばしているブロンズ像が設置しており、「統合」という題名である。玉川中学校が昭和３２年に県内で初の試みとしての学校統合を成功させたと記載されている。中学校の校長室には、４校の統合に際して教職員が教育方針や学校づくりについて綿密に検討した記録が残されており、「和す・磨く・結ぶ」という校訓にもその思いが込められていることを知った。また、統合前の各地域では小中学校が同じ敷地内に設置されていたことや、玉川中学校が当時としては先進的な学校施設や教育体制のもとでスタートしたことから、先人たちの先見性を感じた。 また、統合場所について考えた結果、昭和50年代の玉川町誌に「９年間は長いが、一度知ったら卒業まで皆が顔見知りでいられることが良かった」という鈍川小学校の保護者の意見があり、施設配置だけでなく、玉川地区の子どもたちにとってどのような教育環境が望ましいのかという観点から、今後も多面的な議論を重ねていくことが大切であると思う。その上で、必要に応じて改善を図りながら、このレイアウト案は学校運営が可能な案であると私は考えている。
会長	８時まで休憩をいただく。それぞれのグループで意見交換していただきたい。
	（休憩　約11分）

会長	時間が来たので再開する。事務局に、資料２の説明を求める。
事務局	資料２は、前回お配りした資料である。 前回の協議会で、委員から、チャイムのずれによる授業への影響について心配する意見があった。現時点では、ノーチャイム運用として学校全体でのチャイムはなくし、各教室単位で、タイマー音などで開始終了を通知することを想定している。 また、小学生が成長段階ごとの役割を経験できるようにしたいという意見があった。１階・２階を小学生ゾーン、３階を中学生ゾーンとして分割することで、日常的に過ごす空間が混在しないよう配慮している。 小中学校が連携したカリキュラムについて効果を期待する意見もあった。同一校舎での小中連携の強みが最も生かされる、中学校教員の小学校への一部乗り入れ授業、小学校で教科担任制の科目が生まれること、各校種の教員免許を持つ教員が小学校・中学校の双方で授業を担当することなどが期待される。中学１年生の内容を小学６年生で実施するような独自性のあるカリキュラムについては、現時点では考えていない。これは、統合直後においては、新しい学校として体制を整え、児童生徒の生活や学校運営の安定を重視するからである。ただし、探究型学習や体験学習において、全校での参加や複数学年での体験など、コミュニケーション能力を育む内容については様々な取り組みを行い、小規模校としての課題を解決する取り組みを促進していこうと考えている。 資料２の説明は以上である。
会長	今回提示された施設レイアウト案で学校を運営できるとのことだが、Ｆ委員やＩ委員から、建物を新築して欲しいという意見も出た。自治会の方で、持ち帰ってもう少し検討したいという話もあったので、自治会もPTAも、次回の協議会までに意見を固め、意思の統一をして、次回の協議会で意見書をまとめる方向で行きたいと思うが、いかがか。
Ａ委員	先ほどのチャイムの話などは、資料２のどこに書いてあるのか。
事務局	先ほどの説明は、前回出た意見に対するご報告である。
Ａ委員	では、資料２とは関係ないと理解してよいか。それから、６年生が１年生の授業を受けられないというのは、どういうことか。
事務局	例えば、中学１年生の内容を小学６年生の段階で先取りするような新

	しいカリキュラムなどは実施をしないということである。
A委員	それは、資料２のどこを見たらよいか。資料２を見てくださいと言いながら、チャイムの話など、資料と関係ない話があった。
事務局	前回の質問に対するお答えであるので、ベースとなる資料２を用意した。誤解を招くようであれば、申し訳なかった。
A委員	それでは、先ほどの説明は資料２と切り離した話であったと理解する。 玉川中学校には授業参観などで２回ほど訪問し、その時はあまり気にしなかったが、足音は階下に響かないということでよいか。チャイムは各教室でベル並みのものとし、放送はしないというお話だが、２階の小学校と３階の中学校とでは授業時間が違うため、３階で動いていても、階下には響かないか心配している。
G委員	現在、１階で３年生、２階で１年生と２年生が過ごしているが、校舎内の上下階による騒音や振動について、現在の学校環境では大きな問題を感じていない。仮に上階から大きな音が発生する場合は、学校生活のマナーとして指導すべき内容である。また、静かな環境だけを求めるのではなく、周囲の状況に応じて環境を工夫したり、話し合いによって課題を解決したりする力を育むことも学校教育の重要な役割だと考えている。そのため、小学生と中学生が同じ校舎で過ごすことによる課題については、当事者同士の対話や合意形成を重ねながら対応していくことが大切であり、決定的な支障がない限りは教育的価値のある経験になると考えている。
Ｉ委員	自治会代表として協議会に参加しているが、地域住民全員が今の協議状況を知っているわけではない。一軒一軒回るわけにもいかず、集まって会話する場所もない。議論の中心になるのは、もちろん子どもたちであるが、学校は地域にとって一つの文化的なターニングポイントでもあるので、広く地域住民にも知っていただく機会を確保したり、意見を聞いたりした上で、最終的な決定へ向きたい。
会長	以前の会で、事務局からも、協議会だけで全て決めるのではなく、町内全員で、何らかの形で意見集約するようにしてほしいという話があった。どういう形で行うべきかと考えるが、今、ちょうどＩ委員からも意見が出たので、地元に持ち帰り、各自治会で懇談会などを開くのはどうかと思うが、いかがか。

事務局	不定期ではあるが、毎回の協議の経過報告を支所だよりに折り込みしているため、協議の方向性は、地域の皆様もご認識されていると思っている。先日の大三島地区では協議会で結論を出した。これまでの学校統合で、どのような流れで最終的な結論が出たかはケースバイケースであり、判断は改めて教えていただきたいが、事務局は、十分な情報をお伝えしているつもりである。
J委員	支所だよりに入っている協議の経過報告１枚では、あまりわかりやすいとは思えないという声が多い。玉川地区の人口は高齢化しており、支所だよりを見ていなかったという声も数多く聞く。できれば、ご年配の方にもご理解いただける工夫をしてから、地域の取りまとめをした方が、会としてまとまりが良いと考える。 学校は地域の宝物で、ご年配の方もかなり大切にされている。それを、この会だけで決めてしまうのはいかがなものかと思うので、数多くの地域の方々のお声を拝借したらどうか。
A委員	ある程度の道筋をつけなければ、地域へ説明のしようがないと思う。
I委員	以前にも言ったが、玉川中学校に統合した場合、九和小学校と鴨部小学校は建物だけが残る。地域にとって、学校は大事な場所である。統合とあわせて、廃校施設を地域の中でどう活用するかも含めて話をまとめていただきたい。
C委員	資料を配っても、見ない・知らない場合があるという意見を聞き、70代、80代の方々に協議について知ってもらうにはどうすればいいか、同世代の方から参考となるご意見をいただきたい。紙がいいのか、回覧板がいいのか、どういう資料がいいのかなど。
J委員	ご年配の方にとっては、できれば、以前にやっていただいたように、地域に担当者の方が来て、口頭で説明会を行っていただきたい。鴨部地区、鈍川地区、龍岡地区、玉川地区、どこでも適当な場所を選び、協議状況と意見書の方向性あたりを説明してほしい。少人数しか来ないかもしれないが、それでも、学校を大切に思い情報が欲しいと思っている方へ向けて、少しでもわかりやすい周知方法をしていただきたい。
G委員	協議会委員がこれまでの議論や協議経過を最も理解している立場にあり、十分な経緯を知らない人へ積み重ねてきた議論を一から説明しても、

	理解を得ることは容易ではない。今回で、中学校施設での統合が可能との見解が示された。小学生と中学生が同じ校舎で過ごすことへの懸念に対しては、中学生が小学生と関わり支援することは教育的な意義があり、成長の機会にもなると、前回にも説明した。 その上で、仮に玉川中学校施設での統合が決まれば、施設改修や教育課程の検討、保護者への説明などを早急に進める必要があり、実際に影響を受ける児童生徒に残された時間は多くないことから、今後の方針については早期に判断し、具体的な準備を進めるべきである。
C委員	PTA内では意見の集約や情報共有を行っている。自治会は同様のことを行っているか。教育委員会に説明会をお願いする前に、まずは、自治会自身で周知・意見集約を行うのが先であると思う。PTAはそれをした上で、説明が足りない場合に、事務局へ説明会をお願いしている。自治会では現在どのような動きをしているか。
A委員	自分の地域の会に参加するとき、支所だよりに経過報告が入っているので読んで欲しいこと、玉川中学校での統合という方向になっていることは伝えている。ただし、玉川地区全体では動いておらず、まずは、自分の自治会で話す機会を使い周知している。皆が経過報告を読んでいるかどうかはわからない。全戸数には訪問していないが、訪問する機会がある場所では周知している。
I委員	私の地区では、全員に働きかけはしておらず、機会も設けようとは思っていない。ただ、協議経過を広く玉川町の住民に周知するには、紙一枚ではなく、冊子にしてもよいと思う。賛成反対を取るわけではないから、協議の主旨と出ている意見を周知するのでよい。住民がそれを認識した上で、代表協議会で決まる形が望ましい。代表で来ているからには、自治会自身で動くようにというのも本来だろう。だが、冊子にして玉川全体に周知していただけたら幸いだ。それはできない、自治会の代表が総代を集め、会合を開いて意見集約するようにと言うのであれば、この資料を全て印刷して配ってもいいなら、その方向で考えてもよい。
F委員	総代や自治会長などを集めて協議内容を説明するなどはしていない。支所だよりの折り込みを読んだ人のみが協議経過を知っている。それではよくないと思うが、説明会をしていただけたらありがたい。私に説明するよう言われても困る状態である。
I委員	今の玉川中学校の建物は耐震構造で、避難所になっているという認識

でよいか。資料１では、ナイター照明を撤去することになっている。災害時の拠点であるなら、ナイター照明はあった方が良いのではないか。全部とは言わないが、残しておくべきではないか。

G委員　　災害時、玉川中学校は支所の次に避難所を開設する。災害時には、電気が止まる・グラウンドに亀裂が走るなど想定外のことが起こるにせよ、ナイター照明はあった方がよい。避難所開設は２番目なので、急な対応はないと思うが、いざという時のため、あった方がよい。ただし、現在、ナイター照明の使用状況は、随分前、野球部が合同になったあたりで使用していないし、職員室の増築は実施した方がいいので、残せるものなら。また、防球ネットを含めて、柱の耐用年数を把握していないので、これを機に調査していただければ、地域の方にも説明しやすい。テニスの乱打板もかなり古くなっている。

教育長　　貴重なご意見をありがとうございました。玉川地区では約１年間にわたり年度をまたいで協議いただいた。委員の交代もあったが、今日で７回目、皆さんの貴重なご意見を積み重ねてきた。保護者、教職員の方々からもアンケートを取った。鴨部小学校と九和小学校の統合を考える中で、少子化の中、持続可能な小学校・中学校を玉川地区に残すことを一つの大きな目標として進めてきた。この１年の前には、約２年間の有識者代表による審議会があり、そこでの、少子化による複式学級解消等のためには統合は必要であるとの意見を経て、地元代表協議会の第１回を迎えた。これまで、案の一つとして、施設規模的に可能な九和小学校施設で鴨部小学校と九和小学校を統合するというご意見と、玉川での小中連携、教職員と小中の子どもたちへの関わりなど様々な理由から玉川中学校の敷地内に小中学校をまとめるといったご意見が出た。このような議論を積み重ねて、最終、玉川地域の魅力を生かした学校づくりの検討を行った結果、９年間を見通した教育活動を行うためには、統合し、小学校は現玉川中学校敷地内に設置することが最も適当であるという結論に、前々回に達し、これを踏まえ、本日、小中の校長先生方に、それが可能であるかのご意見をいただいた。教育委員会としては、３年前から、学校統合について、地域や保護者の方へ寄り添いながら丁寧にやってきた認識である。大事な局面を迎え、押し切ることはできないが、代表による７回の議論の積み重ねにより、今日の意見にまで至っていることを踏まえていただき、今後、地域、保護者、教職員にどういった説明をするかといった次の段階へ意識を向け、議論を進めていただきたい。

会長　　ありがとうございました。地域への周知については、事務局と相談し、

	必要な書類を回覧で回す、必要な部数を調整してもらって配布する、などの方法がよいと思う。説明会をしても全員が集まるわけではないので、そういう形で考えていただけたらと思う。 それでは、意見書の見本を配っていただけるか。 （事務局　資料３を配布）
事務局	現在、お配りしているのは、これまでの議論を踏まえて、最終合意形成をどういう形でするのかをご提案させていただくものである。
会長	これは、各自、家で目を通しておいたのでよいか。
事務局	今回、お持ち帰りいただいて、各団体でご意見を確認いただき、次回、この文書を修正または加筆し、それをもって合意形成とさせていただくことを想定している。
会長	それでは、各団体での周知と意見集約を行い、意見があれば、次回出していただきたい。それをふまえて、次回、意見書をまとめていきたい。
Ｂ委員	学校統合に関する協議内容を地域住民に周知し、意見を聞くことは重要であり、そのための土台となるのが協議会の意見書である。地域の行事や日常の会話の中で、委員自らが口頭で説明したり住民の意見を聞きとったりすることも必要であり、学校統合を玉川地区全体の話題として共有していくことが委員の役割の一つである。 また、住民の中には「小中一貫教育」という言葉について誤解があり、小学校と中学校がそれぞれ独立した学校として運営される形態と、義務教育学校との違いが十分理解されていない場合もある。そのため、地域住民に対しては制度や学校運営の仕組みについて丁寧な説明を行い、正しい理解を得ながら協議を進めることが必要である。
会長	貴重なご意見をありがとうございました。私も、日常で、お年寄りの方と統合の話をしたことがある。 それでは、次回の日程調整をお願いする。
事務局	次回協議会までに、両小学校の保護者に説明する機会、また、地域の方へ説明する機会を取るため、２か月程度、準備期間をいただきたい。これは、影響がある皆様に、できるだけ周知をする期間と考えている。

	（日程調整）
Ｇ委員	資料１の施設レイアウト案は、中学校の他の教職員に見せてもかまわないか。中学校として運営上問題があるかどうか、他の教職員からも意見をもらいたい。本日、話したのは、あくまで私自身が検討しての結果であるので、他の教職員の意見も聞きたい。
Ｋ委員	小学校も、全教職員に配布してかまわないか。
会長	ぜひ、そうしていただき、次回に報告をお願いする。
事務局	今回の資料は、今治市ホームページに掲載するので、公表資料を前提としている。
Ａ委員	資料１は、印刷しても、ちゃんと文字が写るだろうか。
事務局	ページを分割し、見やすくしたものを改めて配布する。
Ｉ委員	意見書についても、自治会に配布してかまわないか。
会長	意見書は、まだ早いだろうか。
事務局	施設レイアウト案に基づく意見書の素案であるので、玉川中学校施設を活用することを前提としている。そのため、一連の資料だと認識しているので、公表して問題ないと考える。
会長	地元に周知するため、事務局に必要な資料を求めたい場合、連絡先はどこか。
事務局	玉川地域教育課を通してご連絡いただきたい。
会長	それでは、次回は12月16日水曜日午後７時から、よろしくお願いする。 以上で、本日の協議を終了する。長時間にわたりご協議いただき誠にありがとうございました。これをもちまして、第７回玉川地区学校適正配置地元代表協議会を閉会する。

以上、会議の次第を記し、その相違ないことを証するため署名する。

令和８年 11 月 4 日

山本博文

正岡英二